

消 防 総 第 208 号
消 防 広 第 97 号
消 防 情 第 107 号
消 防 応 第 46 号
平成 29 年 3 月 30 日

都道府県消防防災主管部長 様

消防庁総務課長
消防庁広域応援室長
消防庁防災情報室長
消防庁応急対策室長
(公 印 省 略)

緊急消防援助隊の活動等に係る動画等による記録・情報共有体制について

平成 28 年熊本地震や台風第 10 号による災害における緊急消防援助隊の活動結果を踏まえ、消防庁では、映像等による情報収集や報道機関等を通じた国民への広報の重要性を改めて認識したことから、この度、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号。以下「運用要綱」という。）を改正し、統合機動部隊等の役割として動画及び静止画により記録を行うことを追加したところです（平成 29 年 3 月 28 日付け消防広第 93 号参照。）。

これを踏まえ、今般、緊急消防援助隊の活動等に係る記録・情報共有の体制について、下記のとおり定めました。

貴職におかれましては、これらの趣旨を十分ご理解の上、下記運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 目的

被災地の被害状況や緊急消防援助隊の活動状況を適宜適切に動画及び静止画（以下「動画等」という。）に記録し、都道府県、消防本部及び緊急消防援助隊（以下「都道府県等」という。）並びに消防庁が共有することによ

り、適切な部隊運用、事後検証、広報等に資することを目的に、動画等による記録・情報共有体制を構築する。

2 記録体制等

(1) 記録員の指名

運用要綱第11条第2項に基づき記録を行う場合、動画等を記録する者（以下「記録員」という。）は、できる限り専任の者とするのが望ましい。また、隊編成については、運用要綱第11条第2項の規定に留意しつつ、各都道府県における緊急消防援助隊の登録状況や応援等実施計画等の実情に応じて、柔軟に対応して差し支えない。

(2) 記録方法、資機材

ア 記録員は、無償使用車両とともに配備したハンディカメラを含め、保有している資機材を活用して動画等の撮影を行う。

イ 航空小隊については、ヘリカメラの他、ウェアラブルカメラ等より動画を撮影する。

ウ 内蔵ハードディスクドライブ等に動画等を記録する資機材を使用する場合は、被災地へ派遣された消防庁職員（以下「消防庁現地広報担当員」という。）が持参するパソコンにデータを移行できるよう、出動時には、当該資機材に付属されているUSBケーブル等を持参する。

(3) 記録内容

ア 緊急消防援助隊等の活動状況

(ア) 集結場所、進出拠点及び進出時の状況

(イ) 災害現場における活動状況

(ウ) 宿営場所における後方支援活動

イ 被災地の被害状況

(4) 記録時の留意事項

ア 基本的な考え方

記録員は、安全に留意し、撮影を行う。

イ 動画

(ア) 撮影を開始する際は、記録員本人が撮影冒頭部分で、いつ、どこで、誰が、何を撮影しているかの付加情報を必ず音声により吹き込む。また、活動場所を移動した際は、その旨を吹き込む。

例：平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分、△△市〇〇地区で●●県大隊が被害状況を撮影しています。

(イ) 撮影中にあっても被災地の被害状況や緊急消防援助隊等の活動状況等についても適宜吹き込む。

(ウ) 被写体をアップにする際は、可能な限りズームを使用せず、被写体に近づいて撮影する。また、カメラを上下左右に振ることにより、

被写体が次々と変わることは避ける。

- (エ) 3 (1) により消防庁に送信等を行う動画のうち地上映像については、大きな状況変化が想定しにくいシーンを長時間撮影し続けたものは避けるとともに、ワンカットの長さを極端に短くしない（最低でも10秒以上とする。）。)

ウ 静止画

活動場所が判断できるよう活動エリアの全体風景を撮影してから災害実態が把握できる風景や隊員の活動状況等、順を追って撮影する。

3 記録した動画等の共有方法等

(1) 動画

ア 災害現場の記録員から消防庁への送信等

(ア) モバイルエンコーダを用いた送信

記録員は、被災地へ派遣された消防庁現地広報担当員からモバイルエンコーダ等を受け取り、ハンディカメラ等のHDMI端子に当該資機材を接続し、消防庁に対して送信する。

(イ) 消防庁現地広報担当員への提供

記録員は、外部記憶媒体（メモリーカード等）やUSB接続等を通じて消防庁現地広報担当員が持参したパソコンに動画等のデータを提供する。

(ウ) 航空小隊から消防庁への送信

航空小隊における記録員は、ヘリベースに帰投後、消防庁から送信されたURLに動画等をアップロードする（最大10GB）。

なお、ヘリコプターテレビ伝送システム（ヘリテレ）及びヘリコプター直接衛星通信システム（ヘリサット）を活用したリアルタイムの伝送については、従来どおりの方法による。

(エ) 緊急消防援助隊動態情報システムによる送信

記録員は、緊急消防援助隊動態情報システムの可搬型端末により撮影した動画等をメールにより消防庁へ送信する（最大10MB）。

イ 消防庁から都道府県等への配信等

消防庁は、上記方法により送信された動画を新たに構築する映像配信システム（別紙）のクラウドサーバに保存する。都道府県等は、所有するパソコンやタブレット端末等の視聴端末から当該システムに接続することにより、視聴することができる。

なお、映像配信システムの利用方法等については、追って通知する。

(2) 静止画

静止画については、従来どおり、緊急消防援助隊動態情報システムの地点情報に入力することにより、共有する。

(3) 動画等の取扱いに当たっての留意事項

動画等を撮影した都道府県等以外の都道府県等が消防庁から配信された動画等を記憶媒体に保存した場合は、その団体の責任において、厳重に管理する。

4 報道機関への動画等の提供

(1) 報道機関への動画等の提供は、個人情報保護法等関係法令の規定に基づき消防庁の責任において行うこととする。その際、救助された被災者等が映っている場合には、個人が特定できないように画像を加工処理する他、撮影した都道府県等の名称をテロップ等により明示する。

例：「提供 消防庁（撮影 ○○消防本部）」等

なお、動画等を撮影した都道府県等の自由な利用を妨げるものではない。

(2) 動画等を撮影した都道府県等でない者が消防庁から配信された動画等を報道機関へ提供する場合は、消防庁へ事前に確認をする。

5 その他

(1) 本通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 今後、本通知に基づく記録や情報共有の体制等について調査する予定。

【問い合わせ先】

○報道機関への動画等の提供に関する事項

消防庁総務課 広報係

担当 篠宮・船岡・佐々木

TEL 03-5253-7521

○映像配信システムに関する事項

消防庁防災情報室 通信管理係

担当 明田・阿部・藤田

TEL 03-5253-7526

○消防庁現地広報担当員に関する事項

消防庁応急対策室 応急対策第一係

担当 川原・高木・男澤

TEL 03-5253-7527

○上記以外に関する事項

消防庁広域応援室 調整係

担当 塩谷・望月・北村

TEL 03-5253-7527